

旭川医科大学病院遠隔医療センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院遠隔医療センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院遠隔医療センター運営委員会規程（平成16年旭医大達第100号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) センター長 (2) 経営企画部長 (3) 情報基盤センター長 (4) 教授のうちから 若干人 (5) 遠隔医療推進担当教員 (6) <u>事務局次長（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）</u> (7) 経営企画部副部長（医療情報担当） (8) 経営企画課長 2 前項第4号の委員は、病院運営委員会の議を経て、病院長が委嘱する。	(構成) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) センター長 (2) 経営企画部長 (3) 情報基盤センター長 (4) 教授のうちから 若干人 (5) 遠隔医療推進担当教員 (6) <u>総務部長及び病院事務部長</u> (7) 経営企画部副部長（医療情報担当） (8) 経営企画課長 2 前項第4号の委員は、病院運営委員会の議を経て、病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)